

しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう

障害者差別解消法とは?

障害を理由とした差別をなくすために

障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や会社やお店などの民間事業者の障害がある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすために制定された法律です。

障害のあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会をつくることを目的としています。

対象となる「障害のある人」とは?

障害者基本法で定められた身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、そのほか心身の機能の障害があり、障害や社会的障壁※によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳をもっていない人も含まれます。

※社会的障壁とは、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物・制度・慣行・観念などさまざまなもののことです。

障害を理由とする差別とはどんなこと?

1 障害を理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること（不当な差別的取り扱い）

差別となる具体例



2 障害のある人が何らかの配慮を求めても、社会的障壁を取り除くために合理的な配慮を行わないこと（合理的配慮の不提供）

差別となる具体例

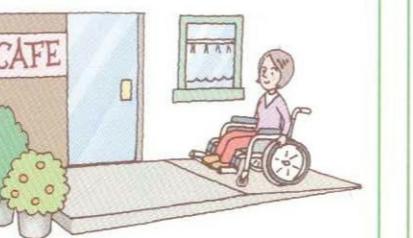


事業者の望ましい取り組み

障害者差別解消法の事業者は、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、個人事業者や社会福祉法人、特定非営利活動法人なども対象となります。

事業を継続する上で過重な負担とならない範囲で、次のような具体例を参考にして、合理的な配慮に取り組みましょう。また、事実上の平等となる優遇措置は、法的差別にはなりません。

車いすの利用者などのため
に、店舗などの出入口にスロープを設置するなどして段差を解消する。



店舗内や事業所内を車いすの利用者でも移動しやすいように、通路の幅を広くするなどの工夫をする。



視覚障害のある人に、記載されたメニュー やサービスの内容などをスタッフが読み上げながら説明する。



聴覚障害のある人に、ホテルや施設の受付などで、筆談や手話など音声以外の方法でコミュニケーションをとる。



車いすの利用者が電車に乗るときや降りるときは、それぞれの駅で連絡を取り合い、駅員が手助けをする。



盲導犬など身体障害者補助犬の役割を理解して、いっしょに入る飲食店などの店舗や事業所を増やす。



障害の特性に配慮し、説明書やパンフレットなどの文字を大きくしたり、ふり仮名をつけたりする。



障害の影響で長時間立ったままで待つことが困難な人には、（周囲の理解を得た上で）いすなどを用意する。



空港の搭乗手続きや病院の受診手続きなどで、障害の特性に応じて受付の時間や順番などを優遇する。

